

小田原市 EV 宿場町コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「小田原市 EV 宿場町コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、多様な主体の積極的な参画及び公民連携を促し、小田原市における電気自動車(以下「EV」という。)の普及促進及びEV利用者の集客を図ることを目的とする。

(取組内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 小田原市内におけるEV充電設備の設置及び運営
- (2) 小田原市内の走行を想定するEVの販売又はサービスの展開
- (3) EV充電設備の利用データを用いたEVユーザーの充電行動分析、EV充電をフックとした人の行動変容を促す誘導策の検討
- (4) EV充電設備の利用データを用いた、電力使用量、時間、傾向等の分析、エリアエネルギーマネジメントへのフレキシブル需要としてのEV活用可能性の検証
- (5) 地域の電力需給に応じたEV利用を促すサービス等(地域のコンテンツ)の立案、周知、提供
- (6) コンソーシアムの全体運営、コンソーシアムの取組の周知・発信
- (7) その他、代表・会員間で合意した事項

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的に賛同する、EV充電設備運営者、EVメーカー、EV関連サービス事業者、コンテンツプランナー、一般送配電事業者、市内店舗・施設等を会員とする。

(代表)

第5条 コンソーシアムの代表者として会長1名を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

(入会)

第6条 コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を会長に提

出し、会長の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 コンソーシアムの会費及び入会金等は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムの目的を達成するための活動に必要な経費に関しては、会長は、会員が事前に同意した場合、会員に対し臨時会費の納入を求めることができるものとする。

(退会)

第8条 コンソーシアムからの退会を希望する会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届(様式2)を会長に提出するものとする。

- 2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会長は当該会員を退会させることができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき

(事務局)

第9条 コンソーシアムの事務局は、小田原市環境部ゼロカーボン推進課に置く。

(秘密保持)

第10条 コンソーシアムの活動において新たに知り得た他の会員の情報のうち公知ではなく秘密である旨が明示された情報については、コンソーシアムへの在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利帰属)

第11条 コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた知的財産権(産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利)の帰属は以下のとおりとする。

- (1) 会員が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等(以下「発明等」という。)から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。
- (2) 会員が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で共有するものとする。その他取扱いについては当該当事者間で協議の上決定する。

2 前項の規定は、本コンソーシアム入会前に会員によって保持されていた知的財産権及びコンソーシアム入会中にコンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権(以下「既存の知的財産権」という。)について、他の会員に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

(活動報告)

第12条 コンソーシアム及び会員が外部にコンソーシアムの活動を報告する場合は、事前に事務局の承諾を受けなければならない。

(事業年度等)

第13条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の制定改廃)

第14条 本規約の制定改廃は、会長が会員に事前に承諾を得た上で行う。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年8月9日から施行する。